

丸亀市医療的ケア実施ガイドライン
～就学前教育・保育施設・小中学校・放課後
留守家庭児童会での受入れについて～



令和5年12月
丸亀市教育委員会

目 次

はじめに

I 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 1 ガイドラインの目的
- 2 医療的ケアとは
- 3 医療的ケア運営協議会について
- 4 対応できる医療的ケアの種類

就学前教育・保育施設

II 丸亀市立就学前教育・保育施設で実施する医療的ケアについて・・・・・・・・ P 2・3

- 1 受入れの要件
- 2 対象幼児
- 3 受入体制検討会の実施
- 4 医療的ケアが可能な日時
- 5 医療的ケアの対応者

III 申込みの流れと手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4～6

- 1 丸亀市立就学前教育・保育施設での医療的ケア開始に向けての手続の流れについて
- 2 医療的ケア実施申込みの際に必要な書類
- 3 受入れ決定後の流れについて
- 4 医療的ケアの内容の変更について

IV 医療的ケア実施関係者の役割と確認事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7・8

- 1 幼保運営課の役割
- 2 丸亀市立就学前教育・保育施設の役割
- 3 看護師派遣事業者の役割
- 4 保護者の役割

V 様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9～20

【幼保用様式1】 医療的ケア申込みに関する主治医意見書

別 紙 就学前教育・保育施設における活動の目安

【幼保用様式2】 医療的ケア実施申込書

【幼保用様式3】 医療的ケアを受ける幼児の調査票

【幼保用様式4】 医療的ケアを必要とする幼児の教育・保育に関する確認書兼同意書

【幼保用様式5】 医療的ケア実施に関する指示書

【幼保用様式6】 医療的ケア実施通知書

【幼保用様式7】 医療的ケア実施承諾書

小・中学校

- VI 丸亀市立小・中学校で実施する医療的ケアについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 1
- 1 実施の要件
 - 2 対象児童・生徒
 - 3 医療的ケアが可能な時間帯
 - 4 医療的ケアの対応者
- VII 申込みの流れと手続・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 2・2 3
- 1 丸亀市立小・中学校での医療的ケア開始に向けての手続の流れについて
 - 2 医療的ケア実施申込みの際に必要な書類
 - 3 医療的ケアの内容の変更について
- VIII 医療的ケア実施関係者の役割と確認事項・・・・・・・・ P 2 4・2 5
- 1 学校教育課の役割
 - 2 学校の役割
 - 3 看護師派遣事業者の役割
 - 4 保護者の役割
- IX 様式集・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 6～3 6
- 【小中用様式1】 医療的ケア実施申込書
 - 【小中用様式2】 医療的ケアに係る調査票
 - 【小中用様式3】 医療的ケアに関する主治医意見書
 - 【小中用様式4】 医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育に関する確認書兼同意書
 - 【小中用様式5】 医療的ケア実施に関する指示書
 - 【小中用様式6】 医療的ケア実施通知書
 - 【小中用様式7】 医療的ケア実施承諾書

放課後留守家庭児童会

X 放課後留守家庭児童会で実施する医療的ケアについて・・・P 37

- 1 受入れの要件
- 2 対象児童
- 3 医療的ケアが可能な時間帯
- 4 医療的ケアの対応者

XI 申込みの流れと手続・・・P 38・39

- 1 青い鳥教室での医療的ケア開始に向けての手続の流れについて
- 2 医療的ケア実施申込みの際に必要な書類
- 3 医療的ケアの内容の変更について

XII 医療的ケア実施関係者の役割と確認事項・・・P 40・41

- 1 総務課の役割
- 2 青い鳥教室の役割
- 3 看護師派遣事業者の役割
- 4 保護者の役割

XIII 様式集・・・P 42～52

- 【青い鳥用様式1】 医療的ケア実施申込書
- 【青い鳥用様式2】 医療的ケアに係る調査票
- 【青い鳥用様式3】 医療的ケアに関する主治医意見書
- 【青い鳥用様式4】 医療的ケアを必要とする児童の保育に関する確認書兼同意書
- 【青い鳥用様式5】 医療的ケア実施に関する指示書
- 【青い鳥用様式6】 医療的ケア実施通知書
- 【青い鳥用様式7】 医療的ケア実施承諾書

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子ども（以下「医療的ケア児」という）の数が年々増加しており、医療的ケア児の教育的ニーズが高まっています。

このような中、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、行政機関は合理的配慮の提供が義務づけられました。また、同年6月には児童福祉法の改正により、地方公共団体は、医療的ケア児がその心身の状況に応じて適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連分野の各支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備を図るよう努めることとされました。

そして、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が成立し、9月に施行されました。「医療的ケア児の日常生活を社会全体で支える」という支援法の基本理念のもと、医療的ケア児への具体的な支援がより一層求められています。

丸亀市では、幼保運営課が、令和4年3月に受入れに関するガイドラインを作成し、医療的ケア児が在籍する就学前教育施設へ看護師が訪問し、必要な医療的ケアを行っております。令和6年度からは小・中学校、放課後留守家庭児童会（青い鳥教室）にも拡大し、就学前からの切れ目ない支援を実施することになりました。

このガイドラインを活用し、幼児・児童・生徒の実態や発達に合わせた医療的ケアが実施され、保育・教育のさらなる充実が図られることを願っています。

なお、本ガイドラインについて、方針や内容、手続等において見直しが必要な場合には、適宜、改定を行っていくものとします。

令和5年12月

丸亀市教育委員会

I 基本的事項

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、医療的ケア児を丸亀市立就学前教育・保育施設、小学校・中学校及び放課後留守家庭児童会（青い鳥教室）で受け入れるに当たり、必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、円滑な受入れが図られることを目的としています。

2 医療的ケアとは

本ガイドラインにおいて「医療的ケア」とは、治療を目的としたものではなく、各施設・学校に在籍する幼児・児童・生徒が生命の維持又は健康状態の維持・改善のために必要とする経管栄養、酸素療法等、主治医の指導のもとで保護者が日常的に行っている行為で、医療的ケア看護職員により教育・保育中に各施設・学校内で行われるものをいいます。

本市における医療的ケアは医療的ケア看護職員として丸亀市が確保した看護師（以下「看護師」という。）が医師の指示に基づいて行います。

3 医療的ケア運営協議会について

各施設・学校が安心・安全に医療的ケア児を受け入れることができるようにするために、教育、医療、保健、福祉等の関係部局や機関等で構成される「医療的ケア運営協議会」を設置し、医療的ケア児の受入れに関する方針、ガイドラインの改定等、医療的ケアの実施に関する全般的な内容について協議します。

4 対応できる医療的ケアの種類

各施設・学校において対応できる医療的ケアの種類は、次のとおりとします。

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・たん吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・酸素療法（酸素カニューレ、酸素マスク）
- ・人工肛門（ストーマ）の管理
- ・導尿（看護師による導尿）
- ・インスリン注射
- ・人工呼吸器による呼吸管理

※病気の治療のための医行為や風邪等に伴う一般的な服薬等は含みません。